

## 第2回 清瀬市障害者計画・第5期障害福祉計画策定委員会

### ■ 議事要旨 ■

件 名：第2回 清瀬市障害者計画・第5期障害福祉計画策定委員会

事務局：健康福祉部 障害福祉課障害福祉係

開催場所：中清戸地域市民センター 第2会議室

日 時：平成29年8月25日（金） 午後2時～4時

出席者：委員10名

（◎植村 英晴、○田上 明、市川 裕二、熊谷 大、小林 克美、  
佐藤 和人、長汐道枝、長嶋 潤、永野 敬子、山崎 順子）

※ ◎：委員長 ○：副委員長

欠席者：なし

#### 会議次第

1. 障害者計画及び第4期障害福祉計画の評価について
2. 計画全体の構成と総論部分の確認
3. ヒアリング対象者の選定

#### 審議経過

1. 障害者計画及び第4期障害福祉計画の評価について

事務局より説明

**委員長** 一般市民には馴染みのない用語や表現などが多い。障害福祉の全分野を網羅した計画であるため、全ての用語や表現を簡略化することは難しいだろうが、一般市民に正しく理解してもらうために簡略化にも努めてほしい。

**事務局** 用語や表現については、他の福祉系計画と統一しているため、用語そのものを変えることは難しいが、文章表現については簡略化を図りたい。

**副委員長** 地域活動支援センターの委託先を障害者福祉センターから清瀬わかば会に移した経緯を伺う。

**事務局** 障害者福祉センターは公設民営施設として平成7年に設置され、設置当初から「民間事業者が提供していないサービスを補う」という方針で運営している。

昨今、市内の民間事業所が増えてきたため、当初の方針に基づいて障害者福祉センターが担うべき事業を再考した結果、地域活動支援センターを含むいくつかの事業を廃止して民間委託することとした。

委託先を変更したことの成果は、現時点では評価できないが、年度末には現れてくると考えている。

## 2. 計画全体の構成と総論部分の確認

事務局より説明

**委員長** 市と市民が協働して計画を推進していくために、市民に計画を理解してもらうことが重要である。そのため、できるだけ平易な表現にすることを基本方針とした。感覚的な理解を促すため、イラストなども用いようと考えている。

内容や表現について意見を伺う。

**委員** 障害者に関する法律が毎年のように変わり、制度の全貌を理解することが難しくなっている。また、制度の細かい部分に詳しく

なるだけでなく、法の精神について理解することも重要である。特に障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わり、基本的人権の尊重が法の理念に謳われたことは大きな変化であると感じている。

障害者手帳の所持者数が増えていることについては、障害者雇用枠を利用して就労するためには手帳が必要であることなどが要因だと考えている。等級別の手帳所持者数からは、軽度障害者が増加傾向にあると読み取れるが、これは審査基準が厳しくなっていることも要因だと考えている。

相談支援体制に関しては、最近では家庭や地域の支援力が低いことが多く、適切な窓口で相談に行くこと自体ができていないケースが散見される。支援の手が届かないまま疎外されていると、障害者自身だけでなく家族全体が困難ケース化し、支援が必要になってしまう。そのような困難ケース化を防ぐためにも、ソーシャルワーカー的な機能を持つ総合相談窓口が求められている。

#### 委員長

法令の改正には、市職員や相談支援員、各事業所など、全ての関係機関が対応しなくてはならない。法の精神についても、基本的な人材育成として各関係者に浸透させる努力が必要がある。

相談支援体制については、基本的には障害者自身への支援が中心になる。ただし、家庭内の介護者が高齢化し、支援力が低下する現象は社会問題化しており、十分な対応が必要と考える。

個々の事例について具体的にどう支援していくのかを障害福祉計画として示すことは難しいが、子育て支援や高齢福祉と障害福祉サービスが連携して、支援する仕組みや流れを計画の中で可視化することは重要である。

ソーシャルワーカー的な機能については、まずは誰がどう担うか検討することが必要である。

#### 委員

計画策定の前提として、相談支援体制についての考え方を明確にしたい。障害者基本法も障害者総合支援法も基本的に相談支援を重視しているため、ライフサイクルを通してどのような相談支援体制を築くのか検討が必要である。

目次の施策の展開で、「Ⅰ. 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり」の中身が「子供の療育・教育の支援体制の整備」と「社会参加や就労の促進」になっているが、その前の段階として日々

の生活があるので、それを支える具体的な相談先と具体的なサービス提供の内容を示すことが望ましい。

計画の基本理念においては、基本的人権の尊重と地域共生社会の概念を盛り込まなくてはならない。また、今回の計画の対象者には、障害者手帳を所持していない人や発達障害者、高次脳機能障害者も含まれており、障害や個性の異なる方々をどのように支援するのか、計画に表さなくてはならない。

資料1のQ&Aに「Q 障害のことや日常生活の相談はどこに問い合わせればよいですか？」とありますが、ここに発達障害や高次脳機能障害の相談先を加えたい。

計画策定のためのアンケート調査の回答者は、知的障害が70%であり、その他の障害についてはデータが少ない。政府が発行している障害者白書に発達障害や高次脳機能障害のデータがあるため、参照したい。

**委員** 資料2の図について、何を説明したいのか分かりにくいという印象を受けた。生まれてから大人になるまでの支援がどうなっているのかという視点で、生まれた時、学齢期、学校を卒業したあと、それぞれの時期にどんな相談支援があって、清瀬市としてどんな支援体制を提供していくのかということが示されると、この図の意図が分かりやすくなるのではないかと。

また、障害者が生まれてから成人になるまで、あるいは高齢期まで、地域で共生する社会をどのように実現していくのかという視点を盛り込みたい。

6 ページにある計画の対象者について、「手帳の有無にかかわらず」というのはいいが、「日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある方」の「不自由」という言い方に違和感を覚える。

**委員長** 「不自由」という表現について。障害者基本法などの法律の中では、日常生活や社会生活の中に何らかのバリア、「社会的障壁がある」という表現をしている。

**委員** 法律では社会の障壁、社会的障壁や支障という言葉を用いている。

**委員** 計画の対象者を明確に定義しないと、理念が理念のままで終わってしまう。委員会の中で適切な表現を探していきたい。

**委員** 資料2の図について。これは市の事業や関係機関を横断的に示した表だが、0歳から高齢期になるまでのライフサイクルを縦断的に示している図をよく見る。そのようなまとめ方をするのも有効だと考える。

**事務局** 法の精神を理解することが大事であるということで、法の基本理念を分かりやすく説明するページを設けるべきか。

**委員** 法の基本理念よりも、市の基本理念、基本方針を明示することが肝要と考える。他市町村の計画などを参照してほしい。

**事務局** 近隣市と情報交換をする場があるので、そういう場を活用したい。

**委員長** 資料2の図はサービスの現状をわかりやすく図解しているが、サービスを受ける前段である相談支援体制をまず明示してはどうか。相談支援を経ないと適切なサービス提供に結びつかないことに留意したい。

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部でさまざまな文書を出している。その相談支援に関わる部分を取り入れて、「相談支援と福祉サービスをどのように関連付けるか」ということと、障害児福祉計画が入ったので「ライフサイクルの中でどうサービスを展開していくのか」という2つの軸から説明してはどうか。

**委員** 基本理念について、法律の基本理念も大事であるが、清瀬市としての基本理念を総論の中で明示したい。

本計画において、基本的人権を尊重して共に暮らしていく地域共生社会を目標とし、障害者手帳の有無に関わらずその対象範囲としているが、それは法律で決められているからではなく、清瀬市としての主体的な考え方に基づいているはずであり、その姿勢を明示すると良い。

**委員** 計画策定にあたって、いろいろなアンケート調査をされていますが、家庭の中で将来も同じように生活していきたいという方が多いという結果が得られた。家庭内で「支えられている」と感じ

るからこそ、こういう結果が出てくるのであり、地域での暮らしを支援する方向は正しいと思う。

また、65 歳以上の高齢者は介護保険の対象者であるため、高齢期の支援は本計画の施策としては大きく取り上げられないと思う。一方で、実際には高齢期になってもさまざまな事情で障害福祉施設に通所している方がいる。また、高齢の障害者自身だけでなく、介護する家族も高齢化し、これまでと同じ支援では不十分になっている現状もある。そのような実態を踏まえ、高齢者の障害福祉という観点も計画に盛り込まれることが望ましい。

**委員長** 障害者の高齢化や家庭環境の複雑化など、複合的な問題を抱える方への支援を念頭に置く必要がある。

清瀬市としての基本理念は、文言として表現するだけでは抽象的であるため、具体的エピソードを示すことで表現する方法もあると思う。コラムなどを通じて、市はノーマライゼーションをこのように進めていますと周知する方法もある。

**委員** この図表はとてもよくまとまって、総体的に清瀬市がどのような事業を展開しているかはわかる。しかし、イメージ重視の図表であるため、困りごとがある当事者がどこに行けばいいのかわからない。どこに相談に行けばいいのかわからないので、普段利用しているところに相談に行く方が多いと思われるが、そこから適切な相談支援につなげられるのかという不安が残る。

具体的にこういう問題が起こった時はここにいくということがわかるような図表もあると良い。

**副委員長** この図表単体で考えるのではなく、計画内容をイメージ化するための図という視点で考えてはどうか。

障害者手帳の所持者数などについて詳しく説明があるが、手帳の等級によって使えるサービスが全然違うので、そのような言及もあったほうが良いと考える。

**事務局** 今回の意見等を踏まえ、計画案を見直していく。

### 3. ヒアリング対象者の選定

## 事務局より説明

**委員長** 前回の計画の中には、当事者の方にヒアリングをして1日の生活の様子を紹介した。今回も同様の形式で行うこととしたい。

前回同様、対象者は2人とすると、今回から障害児福祉計画があるので、1人は児童がいいのではないかと考えている。

**委員** 児童ということであれば、支援者であるご家族にヒアリングするということか。

**委員長** 対象児童から直接聞き取りを行うほか、ご家族、学校の先生や通所先の職員など、関係者の意見を聞くことになる。

**委員** 児童を対象とするなら、特別支援学校の在籍児童だけではなく、特別支援学級に在籍している児童も候補になりうる。特別支援学級の在籍児童は就労や進学などの可能性において迷いや悩みが大きく、いろいろな経験をしている方が多いので、より多くのことを取材できると思われる。

小学生にするか中学生にするかについては、どこに取材の焦点をあてるかで異なってくるが、小学校の高学年ぐらいが妥当と思われる。

**委員** よく教育の現場で課題として挙げられていることは、学校に入る前は色々な支援があるのに、学校に入ると同時に学校が支援主体となり、それまでの支援が切れてしまい、学校を卒業してからまた支援が再開するという事。そういうことについて当事者の考えを聞くのも有意義である。

**委員長** 以上の議論により、1人は児童とする。もう1人の対象者について意見を伺う。

**委員** 就職している人が望ましい。

**委員** 障害の種類によって必要とする支援が異なり、生活スタイルも異なる。どこに焦点を当てるのか。

**委員長** 類似する生活スタイルを送る人が比較的多い事例を紹介したい。具体的には、重度あるいは軽度の知的障害、または発達障害をお持ちで、就労している方。

**副委員長** 賛成する。多くの人を対象とする計画なので、より多くの人に妥当するデータであるほうが望ましい。

— 一同承認

## 2. その他

### (1) 次回以降の検討スケジュールについて

— 事務局より説明

### (2) 次回の開催日程

— 日程調整の末、9月29日（金）午前9時30分から開催決定